社労士 新合格講座受講前の「基礎のキソ講座」

1. 試験の概要

(1) 試験の形式

① 択一式	5 肢択一問題:10 問×7 カテゴリー (210 分)		
② 選択式	穴埋め問題(選択肢群から解答を選択):5つの穴埋め×8科目(80分)		

(2) 法令科目の概要

	科目名	概 要
労	労働基準法	使用者と労働者との間で約束される賃金や労働時間などの労働
	力則举华心	条件について、その最低基準を規定する法律
		職場における安全と健康を確保するための最低基準を設け、ま
	力倒女王闻工丛	た、快適な職場環境の形成を促進するための法律
	労働者災害補償 保険法	業務上災害、複数事業労働者の災害や通勤災害について保険給
働		付を行うことで、労働基準法が定める過失の有無を問わない使
保		用者の災害補償責任を担保するための法律
険	雇用保険法	失業し求職活動する場合や、雇用の継続が困難な状況となった
科		場合、指定教育訓練を受講する場合等に給付することで、労働
目		者の雇用と生活の安定等を図るための法律
	労働保険徴収法	労働保険(労災保険と雇用保険の総称)の保険関係の成立及び
		消滅、保険料の計算方法と納付の手続などを定めた法律
	労務管理その他の労働 に関する一般常識	①個別の法律科目となっていない労働関係法令(労働者派遣法、
		男女雇用機会均等法、労働組合法、労働契約法など)、②労働経
		済の動向と労働統計、③労務管理手法など全般の総称
	国民年金法	全ての国民を対象として、高齢期や障害状態となったときの所
		得保障、死亡に係る遺族の生活保障について、終身年金として
		支給することを定めた法律
社	厚生年金保険法	被用者(民間企業・公務員・船員)を対象として、高齢期や障
会		害状態となったときの所得保障、死亡に係る遺族の生活保障に
保		ついて、国民年金に上乗せされる「2階部分の年金」となる保険
険		給付を定めた法律
科	健康保険法	業務外の病気・けが・死亡と出産に関して、労働者とその扶養
目	<i>连冰</i>	家族のために設けられた医療保険制度を定めた法律
	社会保険に関する 一般常識	①個別の法律科目となっていない社会保険関係法令(国民健康
		保険法、介護保険法、確定拠出年金法など)、②社会保障制度や
	אָט רו אַנוּ	社会保険の沿革、③厚生労働行政の資料など全般の総称

2-1. 法令用語の解説

- (1) まぎらわしい法律用語
- ①「及び」と「並びに」

【併記された複数の事項の「全部」という意味】

(**例1**)「A及びB」: <u>AとBの両方</u>、「A、B及びC」: <u>A、B、Cの全部</u> それぞれの事項が関連してひとまとまりの項目となるようなときに用いる。

(**例 2**)「A及びB並びにC」: AとB、さらにC

AとBの事項は関連したひとまとまりで、さらに別のCを加えて「**それらすべて**」となるようなとき。例えば、「赤いA及びB並びにC」という場合、赤いAと赤いBと色を問わずCの**すべて**が対象になる。

②「又は」と「若しくは」

【併記された複数の事項の「いずれか」という意味】

(**例1**)「A又はB」: AかBのどちらか、「A、B又はC」: A、B、Cのいずれか 関連した項目の中のいずれかを選択するようなときに用いる。

(**例 2**)「A若しくはB又はC」: AかB、あるいはC

関連したひとまとまりの項目AとB、さらに別のCを含めた中から選択するようなとき。例えば「赤いA若しくはB又はC」という場合、赤いAと赤いBと色を問わずCの中から、いずれかが対象になる。

③「以後」と「後」、「以前」と「前」

【「以~」は、その数値を「含む」という意味】

(例) 出産の日以前 42 日から出産の日後 56 日までの間

出産の日を基準として、以前 42 日を計算するときは<u>その日を算入</u>し、後 56 日を計算するときはその日は算入しない(翌日から計算する)。

④「2分の1以上」と「過半数」

2分の1以上	「半数以上」のこと:例えば、10人のうちの5人以上
過半数	「半数を超える」こと:例えば、10人のうちの6人以上

⑤「行政機関」と「行政庁」、「行政官庁」

	行政主体(政府や地方公共団体)は法人であるため、実際にその 権
行政機関	限を行使する機関が必要となる ⇒例えば、「厚生労働省」は行政機関
	であり、その長である「厚生労働大臣」も行政機関である。
	行政主体の意思を決定する行政機関のこと ⇒例えば、各省の大臣
行政庁	や都道府県知事、市町村長は、それぞれの行政主体の <u>行政庁である行</u>
	<u>政機関</u> である。
	特に各省の大臣のように、 国の行政庁 である行政機関を「行政官庁」
行政官庁	と呼ぶことが多い。⇒例えば、労働基準法において行政官庁は「労働
	基準監督署長」を指す場合が多い。

⑥「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」

	時間的即時性	許容範囲
直ちに	非常に強い	一切の遅れは許されない(違法性が問われる場合も 多い)
速やかに	急迫性は弱くなる	遅れてもすぐに違法性が問われることは少ない
遅滞なく	最も弱い	正当又は合理的な理由があれば遅れることも許される(逆に、そうした理由がなければ違法性が問われる場合もある)

ちょこっと解説!

□なお、社労士試験の範囲でいうと、「速やかに」と「遅滞なく」は<u>時間的即時性とはあまり関係なく同じような意味で使われており、単に、法令によって使用する用語を決めている</u>傾向にある。例えば、健康保険法、厚生年金保険法の「被保険者の氏名変更の届出」は、必要に応じて1枚の届出用紙で同時に行うこととなるが、施行規則上の表記は、健康保険は「遅滞なく」(健保則第28条)であり、厚生年金保険は「速やかに」(厚年則第21条)とされている。

(2) 起算日と満了日

①「~から〇〇日以内」

「日、週、月又は年」によって期間を定める場合、原則として、その<u>期間が初日の午前 0 時から始まらないとき</u>は、その翌日を起算日として期間の計算をする(「初日不算入の原則」:民法第 138 条、第 140 条)。

ただし、<u>その期間が**午前**0時から始まるとき</u>、又は法律に別段の定めがあるときは、 初日を起算日とする。

↓ なお…

「~から起算して〇〇日以内」のように、「起算して」とある場合は、無条件に初日 (その日)が起算日となる。また、これと同時に「経過した日」という用語を組み合わせる場合があり、その場合は満了日が1日ずれるので、<u>結果的に翌日起算と同じ</u>になる。

(例) 10 日を経過する日→10 日目、10 日を経過した日→11 日目

↓ このため…

例えば、労働者が 4 月 20 日に退職して、それを理由に 4 月 21 日に健康保険の被保険 者資格を失う場合。

- a) 退職した日から5日 →民法の原則どおり、翌日(21日)起算なので4月25日。
- b) 資格を喪失した日から 5 日 \rightarrow 20 日の退職により資格喪失が生じるので、期間が資格喪失した日 (21日) 午前零時に始まり、この日 (当日) が起算日となるため 4 月 25 日。
- c) <u>退職した日から起算して 5 日</u> \rightarrow 「起算して」とあるので、無条件に初日(20 日) が算入されるため 4 月 24 日。
- d) <u>退職した日から起算して 5 日を経過した日 → 「起算して」とあるので初日(20 日)が算入されるが、5 日目は「経過する日」であり「経過した日」は 6 日目となるため 4 月 25 日。</u>